

福岡県の経営事項審査制度について

申請者は、県（経営規模等評価）と登録経営状況分析機関（経営状況分析）から、それぞれ審査を受けなければなりません。

経営規模等評価申請書の関係（県）	項目	経営状況分析申請書の関係（登録経営状況分析機関）
福岡県建築都市部建築指導課	(1) 審査機関	登録経営状況分析機関
各建設業者の決算終了日等	(2) 審査基準日	左記に同じ
<p>福岡県の申請方法は審査予約申込制度を採用しています。</p> <p>手順① 「ふくおか電子申請サービス」から審査予約申込を行います。</p> <p>手順② 県は審査予約申込をした者に対して、予約完了メールを通知します。</p> <p>手順③ 申請者は、予約完了メール通知された日以降に申請書、添付書類及び審査手数料を封筒に入れ郵送してください。</p>	(3) 審査申請の方法について	<p>国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が行っています。申請方法は、各機関のホームページ等で確認してください。</p> <p>分析機関の一覧表については国土交通省ホームページに掲載されています。 (URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)</p>
<p>○審査予約申込先 ふくおか電子申請サービス URL: https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect (検索方法) 県庁トップページ→「目的から探す」→「電子申請」</p> <p>○受付期間 (郵送開始日後) <u>令和7年度から審査受付期間を通年化しました。</u> 経審は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える前に申請いただく必要がありますので、ご注意ください。 なお、原則として、同じ決算期であれば、早く申込みがあったものから審査を行います。</p> <p>※審査予約の遅れは、経営事項審査完了(審査結果通知)の遅れの原因となります。その結果、経営事項審査の有効期間に空白が生じ、各市町村への入札参加申請に支障が出る恐れがありますので注意してください。</p> <p><u>各建設業者における個別の事情を考慮して経営事項審査の実施又は審査結果の通知を早めるといったご要望、結果通知書発行予定日の問い合わせには対応できませんので、ご承知おきください。</u></p>	(4) 県の審査予約申込受付期間及び経営状況分析申請期間(参考)	<p>○申請先 登録経営状況分析機関を選定の上、当該分析機関へ必要書類を提出し申請してください。分析機関の選定に当たっては、申請方法、手数料、添付書類、審査期間等を必ず確認してください。</p> <p>○申込時期 <u>審査期日に合わせるため、なるべく早めに登録機関へ申請を行ってください。</u></p>
<p>申請書類送付先 〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目20-31 福岡県千代合同庁舎2階 経審・入札審査室 TEL:092-292-5736 5728</p> <p>審査期間 <u>令和8年4月1日～令和9年3月31日</u> 令和9年度福岡県建設工事入札参加資格審査申請を希望の本県知事許可事業者の経営事項審査は、入札参加資格申請に間に合うように余裕をもって申請してください。また、経営事項審査は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。</p>	(5) 審査について	<p>登録経営状況分析機関は、受理した申請書について内容チェックを行い、電算処理の上数値化します。</p> <p>この過程で、不明箇所や不突合等が発生した場合、申請者に対して登録経営状況分析機関から照会がなされることがあります。</p>
<p>審査対象建設業が1業種の場合は、<u>11,000円</u> 以下1業種増すごとに<u>2,500円</u>加算した額の手数料の納付手続きを行い、申請書と同じ封筒に同封してください。</p>	(6) 審査手数料について	<p>経営状況分析の手数料の額及び納入方法は登録経営状況分析機関が定めることとなります。従って分析機関ごとに手数料額、納入方法が異なることがあります。</p>
<p>審査終了した分について、総合評点を算出し、『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』を作成して申請書控えとともに返信用のレターパックで郵送します。申請者へ通知します。 (申請から約2週間2か月後を目途に) <u>なお、内容については到着後必ず確認し、申請内容と異なる場合は30日以内に建築指導課に申し出てください。</u></p>	(7) 審査結果について	<p>登録経営状況分析機関は、内容チェック・電算処理終了後、『経営状況分析結果通知書』を作成し、申請者に通知します。</p> <p><u>内容については到着後必ず確認し、疑義があれば登録経営状況分析機関に申し出てください。</u></p>
<p>令和7年3月中旬販売予定 建設業許可申請書等の販売所と同じ場所で販売</p>	(8) 申請用紙販売開始日	登録経営状況分析機関へお尋ねください。